

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、次の事項を推進することで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定をおこなうための仕組みを確立し、安定成長と経営基盤の充実を図り、コンプライアンス経営に徹してまいります。

- (1) 株主の権利・平等性の確保
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保
- (4) 取締役会等の責務の適切な遂行
- (5) 株主との建設的な対話

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】 【補充原則4-2-1】

当社では、中長期的な会社の業績等を反映させるインセンティブ付けがどうあるべきか検討すべきと認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・強化等総合的な観点から、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上に資すると判断した会社の株式を保有いたします。なお、保有する株式は適宜見直しをおこない、意義の乏しい銘柄については、株価の動向等を勘案し売却いたします。また議決権の行使については、議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するかどうか、また当社への影響などを判断し行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役および従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、倫理行動憲章を定めてあります。取締役が、自らに関して利益相反に係る問題を生じる場合には、取締役会において取引の事前承認を得て、実績の報告をすることとしております。また、当社がおこなう主要株主等関連当事者との取引は、一般的な取引と同様、所定の決裁手続きに基づき承認することとしており、その内容は法令に従い開示しております。なお、倫理行動憲章は以下のURLで開示しております。

<http://www.san-ai-oil.co.jp/csr/policy/>

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、創業者である故市村清の掲げた創業(三愛)精神「人を愛し 国を愛し 勤めを愛す」を経営理念として、社会から永続的に必要とされる企業グループとなることを目指してまいります。

当社グループは、「2015 - 2017中期経営計画」として「Innovation 2017 - 新たな成長へ向けて・創意工夫 -」を策定、大きく変わる事業環境、多様化する顧客ニーズに対応するため、「グループ各社」、「各部門」、「個人」がInnovation(変革)を実行し新たな価値を提供することで、お客様から選ばれ続ける「安心感」のある総合エネルギー企業グループへ新たな成長を目指すことを基本方針としております。

この基本方針のもと、重点戦略として、事業領域の拡大や新ビジネスモデルの構築とともに、選択と集中による収益性向上やコスト競争力強化による「既存事業の変革」に加えて、「新規事業参入」、「グループ経営強化」、「人材育成・意識改革・組織改編」により、当社グループにおける持続的発展と企業価値向上を図ることとしております。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1.1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、上記をご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針については、株主総会の決議によって決定することとし、定款において取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益および監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める旨を規定しております。その内容については、取締役については定額基本報酬および賞与であり、監査役については定額の基本報酬であります。

定額基本報酬は、その総額を株主総会で決議し、個別の配分額については、役員報酬支給基準の定めによることとしております。

賞与は、毎期の業績などを勘案してその総額を株主総会の決議によって決定することとしております。なお、監査役および社外取締役については、独立した立場で経営の監視・監督の機能を担うことから賞与支給の対象としないこととしております。

上記の方針・手続きに基づく取締役等の報酬額については、法令の定めに従い株主総会招集通知および有価証券報告書において開示しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役および監査役候補の指名に関しては、優れた人格、見識、能力およびそれぞの分野における豊富な経験を有する者といいたします。また、社外取締役および社外監査役については、これに加えて独立性の高い者とする方針であります。なお、監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する知見を有する者を指名することとしております。

この方針および法令の定める手続きに従い取締役会において慎重審議のうえ取締役および監査役候補を指名いたします。

経営陣幹部の選任に関しては、当社の中長期的な業績および企業価値の向上にとって最善と考えられる者とし、取締役会において慎重審議のうえ決定いたします。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際、個々の選任・指名についての説明

経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補の指名については、代表取締役社長の意思決定のため常務会で検討し、取締役会において決定しております。また、すべての取締役・監査役候補について、個々の指名の理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社の取締役会は、定款および法令に準拠し、取締役会において決議する事項を取締役会規程において定め、それ以外の業務執行の決定については、社内規程に基づき経営陣に委任しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる能力と経験を備えた独立社外取締役2名を選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスを考慮し、事業戦略に応じて定款で定める取締役15名以内の員数で構成しております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役および監査役の兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書に開示しております。なお、社外取締役および社外監査役の当社取締役会への出席状況については株主総会招集通知で開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、平成29年度の取締役会の実効性に関して、すべての取締役および監査役に対し取締役会の運営、構成、役割・責務、支援体制等についてのアンケートを実施し、その結果に基づき取締役会において分析・評価をおこないました。

分析・評価の結果、当社取締役会は、社外役員への対応について議案の事前説明を適宜おこなうなど一定の改善がみられることや、開催頻度、審議時間、資料の提供時期等において概ね適切に運営されていることから、取締役会の実効性は十分に確保されていると評価いたしました。一方で、取締役会での議論をさらに深めるため、社外役員に対し経営戦略等を共有する機会を増やすなど、一部改善の必要性を認識いたしました。

当社取締役会は、今後とも認識した課題の解決に取り組み、取締役会の一層の実効性向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役について、事業・財務・法務等に関する幅広い知識を有している者を選任しておりますが、必要に応じて社外研修を活用しております。また毎年、当社研修センターにおいて常勤役員による経営研修を実施するとともに、常勤役員に対して有識者などによる研修を定期的に実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

人事総務部をIR担当部署とし、関連部門と連携して機関投資家からの面談依頼や個人株主からの問い合わせなどについて、適切に対応しております。また、必要に応じて経営陣幹部が面談等に対応することとしております。なお、株主・投資家との対話に際しては、社内規則である内部者取引規制管理規程やIR情報開示方針に則りインサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人新技術開発財団	8,282,346	11.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社リコー退職給付信託口)	5,800,000	8.17
株式会社リコー	3,362,820	4.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,723,200	3.84
株式会社みずほ銀行	2,233,425	3.15
株式会社三井住友銀行	2,203,375	3.10
三井住友信託銀行株式会社	2,173,000	3.06
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,984,100	2.79
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,876,500	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,660,500	2.34

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
梅津光弘	学者										
高橋朋敬	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

梅津光弘		<p>慶應義塾大学商学部准教授であり、企業倫理学、応用倫理学の分野を長年研究され、また異なる事業分野の企業の社外役員の経験などに基づく知見を有しており、客観的かつ専門的視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など、社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただいております。当社は、今後とも同氏が社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>同氏は、当社との間に特別の利害関係はないことから、独立性が高いものと判断しております。</p> <p>なお、同氏は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則に掲げる事由に該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのない方であり、当社取締役会は、同氏を独立役員として指定し、本人の同意をいただいております。</p>
高橋朋敬		<p>国土交通省において長年にわたり運輸・交通の分野に携わり、また、企業の経営者としても豊富な経験と高い見識を有し、当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など、当社の社外取締役としてその役割を十分に発揮していただけるものとして選任しております。</p> <p>同氏は、現在において空港施設株式会社の代表取締役会長を兼任しておりますが、当社と同法人との間には人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はなく、また、当社と同氏との間に特別の利害関係はないことから、独立性が高いものと判断しております。</p> <p>なお、同氏は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則に掲げる事由に該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのない方であり、当社取締役会は、同氏を独立役員として指定し、本人の同意をいただいております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査に同行し、本社のみならず部・支店等の事業所および子会社に対する会計監査人の監査の状況・結果について、その都度把握するとともに必要に応じて会計監査人と重要な情報および意見の交換をおこなっております。また、監査役は、内部監査部門の監査に隨時同席し、被監査事業所の現状および内部監査の指摘事項の確認とともに、監査終了後の結果講評にも出席し、課題の改善に向けた提言をおこなっております。なお、監査役と内部監査部門は、監査計画・監査実施状況等について毎月定例の打合せを実施し、重要な情報・課題等について常時打合せをおこなっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長崎武彦	公認会計士													
中川洋	他の会社の出身者													
豊泉貴太郎	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長崎武彦			<p>公認会計士であり、その豊富な経験などから十分な見識を有しており、企業財務・会計の専門家としての立場から当社の社外監査役の職務を適切に遂行いただいております。当社は、今後とも同氏が社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>同氏は現在において第一生命保険株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と同法人との間には人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はなく、また、当社と同氏との間に特別の利害関係はないことから、独立性が高いものと判断しております。</p> <p>なお、同氏は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則に掲げる事由に該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのない方であり、当社取締役会は、同氏を独立役員として指定し、本人の同意をいただいております。</p>

中川洋		<p>日本銀行において長年にわたり金融に携わり、その豊富な経験などから高い見識を有し、当社の社外監査役の職務を適切に遂行いただいてあります。当社は、今後とも同氏が社外監査役の職務を適切に遂行していくものと判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>同氏は、現在において損害保険ジャパン日本興亜株式会社の常勤顧問を兼任しておりますが、同法人は当社の大株主であるとともに、当社との間で保険契約を締結しております。また、同氏は株式会社南都銀行の社外取締役を兼任しておりますが、当社と各法人との間には人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はなく、また、当社と同氏との間に特別の利害関係はないことから、独立性が高いものと判断しております。</p> <p>なお、同氏は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則に掲げる事由に該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのない方であり、当社取締役会は、同氏を独立役員として指定し、本人の同意をいただいております。</p>
豊泉貴太郎		<p>弁護士であり、その豊富な経験などから十分な見識を有しており、法律の専門家としての立場から当社の社外監査役としてその役割を十分に発揮いただけるものとして選任しております。</p> <p>同氏は、現在において日本生命保険相互会社の社外監査役および品川リラクトリーズ株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社と各法人との間には人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はなく、また、当社と同氏との間に特別の利害関係はないことから、独立性が高いものと判断しております。</p> <p>なお、同氏は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則に掲げる事由に該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれのない方であり、当社取締役会は、同氏を独立役員として指定し、本人の同意をいただいております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 [\[更新\]](#)

当社では、中長期的な会社の業績等を反映させるインセンティブ付けがどうあるべきか検討すべきと認識しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、株主総会の決議によって決定することとし、定款において取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益および監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める旨を規定しております。その内容については、取締役については定額基本報酬および賞与であり、監査役については定額の基本報酬であります。

定額基本報酬は、その総額を株主総会で決議することとしており、平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額2,200万円以内(うち社外取締役分月額120万円以内)、監査役の報酬限度額を月額550万円以内(うち社外監査役分月額180万円以内)と決議しております。

賞与は、毎期の業績などを勘案してその支給総額を株主総会で決議し支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役を補佐する専任部所はありませんが、社外監査役については、専任の部所として監査役室を設置し、監査役の補佐とともに社外監査役の対応をおこなうこととしております。なお、内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係につきましては、各社外監査役は、出席した監査役会において、監査の実施状況および結果について報告を受け、また、会計監査人から監査の執行状況について報告を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の企業統治の体制は、社外取締役2名を含む9名で構成する取締役会と社外監査役3名を含む5名で構成する監査役会からなり、任意の機関として、常務会と、常勤の取締役および監査役で構成する常勤役員会を設置しております。

常務会は、当社および当社グループに係る重要な業務執行案件の意思決定審議機関であり、毎週定例日に開催審議することで業務執行の効率性を高めており、監査役会で決定された常勤監査役1名が出席することで経営の透明性を確保しております。

常勤役員会は、役員間の意思統一のための協議機関であり、経営政策・方針等の会社の基本的案件の他、当社および子会社の予算や月次決算ならびにその進捗状況などを協議し、毎月1回開催しております。

当社の会計監査人は、有限責任あずさ監査法人であります。直近事業年度において会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員として、櫻井紀彰、宮原さつきの両氏であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会および監査役会には、専門的知見を有するとともに利害関係の無い独立性の高い社外役員を選任することでコーポレート・ガバナンスの向上を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会前3週間を日程として、早期発送に努めています。
その他	報告事項のビジュアル化による説明など、株主総会の活性化を図っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	経営の透明性と企業の信頼性を追求し、株主、投資家の方々に対して、迅速、正確かつ公平な情報開示をおこなうことを基本精神として「IR情報開示方針」を定め、その体制図とともに自社ホームページに公表しています。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、期末報告書、中間報告書およびその他の適時開示資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部 総務課および広報課が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「三愛石油グループの倫理行動憲章」において、社会の発展に貢献し、より価値ある企業にするための基本姿勢、具体的行動基準、自然環境の保護と地域社会貢献、顧客満足、自主・自立と企業風土について定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、上記の「三愛石油グループの倫理行動憲章」を円滑に運用するため、取締役社長を委員長とする「三愛石油グループCSR委員会」を設置し、同委員会の傘下に「危機管理委員会」、「倫理委員会」、「環境安全委員会」、「個人情報管理委員会」、「品質保証委員会」の各委員会を配置しています。また、専任部所としてCSR推進部を設置し、三愛石油グループ全体でCSR活動を実施しています。その具体的な活動等については、毎年CSR報告書を作成し、これを自社ホームページに公示しております。環境保全活動については、環境マネジメントシステムISO14001の認証登録を取得・継続しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムについては、取締役会で決定した次の「内部統制基本方針」に従い整備しております。

(内部統制基本方針)

当社は、取締役社長を委員長とする「三愛石油グループCSR委員会」を設置し、同委員会の傘下に「危機管理委員会」、「倫理委員会」、「環境安全委員会」、「個人情報管理委員会」、「品質保証委員会」の各委員会を配置するとともに、専任部所としてCSR推進部を設置し、三愛石油グループ全体でCSR活動を展開することにより、企業の社会的責任を果たす所存であり、当社取締役会は会社法および会社法施行規則に基づく当社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり整備することを決定した。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1)当社および子会社は、取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため、「三愛石油グループの倫理行動憲章」を制定し、企業倫理の周知徹底を図るとともに、「倫理委員会」を原則として毎月開催することで企業倫理の啓発活動を推進する。また、「公益通報者の保護に関するガイドライン」を策定し、組織的または個人的な法令違反行為等に対する通報または相談の窓口を社内および社外に設けるなど適正な処理の仕組みを定め、不正行為等を早期に発見し、是正することでコンプライアンス経営の強化を図る。

(2)内部監査の体制については、監査・内部統制部を取締役社長直轄とし、経理・業務に関する内部監査を定期的におこなう。また、金融商品取引法の定める「財務報告にかかる内部統制」については、監査・内部統制部により内部統制の整備・運用状況を評価し、財務報告の信頼性を確保する。なお、当該監査・内部統制部は必要に応じて会計監査人と情報交換をおこなうとともに、会計監査人の監査に立会う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

(1)取締役の職務の執行に係る情報に関しては、「文書規程」および「情報管理規程」に従い、書面または電磁的記録により保存し、適切な管理をおこなう。

(2)個人情報の保護については、「個人情報管理委員会」において個人情報保護推進計画など個人情報の保護に関する重要事項について調査審議する。また、「個人情報管理規程」に基づき個人情報の管理、教育および監査をおこなうことにより、個人情報の適切な取扱いと管理の徹底を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を制定し、「三愛石油グループCSR委員会」においてリスクの具体的対応策や予防策等を検討し、リスク管理をおこなうとともに、当該委員会の審議・活動の進捗状況を定期的に取締役会に報告するものとする。また、当社の経営に重大な影響をおよぼす危機等が発生した場合には、取締役社長を本部長とする「危機対策本部」を設置して危機対応をおこなう。

(2)当社の事業推進に伴う損失の危険の管理については、取引権限や財務権限および与信管理などに関する社内規程を定め、迅速な営業活動と責任の明確化、取引の安全を図る。

(3)事故・事件・自然災害に対する安全管理体制の整備に関しては、「危機管理委員会」において、調査審議する。

(4)当社および子会社は、危険物を取扱う企業として環境の保護、安全の確保を企業経営上の重要課題と位置付け、「環境安全委員会」において当社および子会社の事業活動における環境・安全に関する重要事項について調査審議する。また、「環境安全管理規程」に環境・安全に関する基本理念と行動指針を定め、環境の保護および安全の確保、ならびに事故・災害発生時の適切な対応の徹底を図るとともに、環境・安全に関する監査および教育の計画・実施により事故・災害を未然に防止し、円滑かつ効果的な事業活動を推進する。

(5)製造物責任に関する事項については、「品質保証委員会」において、当社で製造するすべての製品について、事前に審議することで、製造物の欠陥に起因する損害賠償請求やクレームなどを未然に防止する。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

(1)当社および子会社に係る重要な業務執行案件については、意思決定審議機関としての常務会を毎週定例日に開催し、取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保する。

(2)経営政策・方針等の会社の基本的案件を取扱う常勤役員会を毎月1回開催し、当社および子会社の予算、月次決算ならびにその進捗状況、会社全般に影響をおよぼす重要な事項について協議する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、業務遂行に必要な運営の基本原則として「三愛石油グループ会社の運営管理規程」を定め、子会社における職務の執行に係る事項の報告基準などを整備することにより、それぞれの役割および責任体制を明確化し、組織的な運営を図る。

(2)子会社の監査に関しては、当社の監査・内部統制部および子会社の監査部門が定期的に内部監査をおこなう。また、当社の監査・内部統制部は必要に応じて会計監査人と情報交換をおこなうとともに、会計監査人の監査に立会い、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する。

6. 監査役がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制ならびにその使用者の取締役からの独立性、および当該使用者に対する指示の実効性確保に関する事項

(1)監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制については、監査役室を設置し、補助すべき使用者を配置する。なお、その使用者は、監査役の指揮命令の下で監査役の職務執行を補助することとし、取締役社長の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用者の人事考課については、常勤監査役がおこなうものとする。

7. 取締役および使用者が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役および使用者が親会社の監査役に報告するための体制、また報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)監査役は、取締役会およびその他重要な会議に出席するほか、取締役などからその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧し、監査・内部統制部および内部監査部門と隨時連絡して本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査するものとする。また、毎週定例日に開催する意思決定審議機関としての常務会には、監査役会で決定された常勤監査役1名が常時出席することとする。

(2)監査役は、子会社の取締役および監査役などと意思疎通および情報交換を図り、事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査するものとする。

8. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制、および監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に

係る方針

(1)監査役会が必要と認めたときは、取締役、使用人および会計監査人などを監査役会に出席させて、その報告または意見を述べる機会を確保する。

(2)緊急の監査費用や利益相反取引など、監査役が自らの判断により必要と認め、弁護士などの外部専門家を起用する場合に生ずる費用などについては、これを適正に処理することを保証する。

9. 反社会的勢力を排除するための体制

(1)「三愛石油グループの倫理行動憲章」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して接触を持たず、毅然とした態度で臨む。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「三愛石油グループの倫理行動憲章」において、反社会的な活動や勢力に対しては、接触を持たず、毅然とした態度で臨むことを私たちの行動基準として定めており、取締役会が決定する「内部統制基本方針」においてもこの旨を定めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社の会社の支配に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます。)および「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)は次のとおりです。

(基本方針の内容)

上場会社である当社株式は、株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、当社はこれを一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社やその関係者に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資することにならないものも少なくありません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

したがいまして、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。このような者による当社株式の大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

1. 本プランの概要

(1) 大規模買付ルールの概要

本プランは、当社株式について、20%以上の議決権割合とすることを目的とする買付行為、または結果として議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為(以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為をおこなう者を「大規模買付者」といいます。)があこなわれた場合、それに応じるか否かを株主のみなさまが判断するに必要な情報や時間を確保するため、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものであります。

(2) 対抗措置の内容

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款上検討可能な対抗措置を取り、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

(3) 対抗措置の発動条件

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取れません。ただし、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合または大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、対抗措置を取ることができます。なお、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動の決定に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非等について諮詢し、独立委員会は大規模買付ルールが順守されているか否か、十分検討したうえで対抗措置の発動の是非等について勧告をおこなうものとします。

当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動等を決定することができます。なお、独立委員会より、株主総会を招集し株主のみなさまのご意思を確認する旨の勧告があり、当社取締役会としても、株主のみなさまのご意思を尊重し、確認することが適切であると判断した場合には、当社取締役会は株主総会を招集することとし、株主のみなさまのご判断による対抗措置の発動、不発動の決定(普通決議による決定)ができるものとします。

2. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は3年間(平成32年6月に開催予定の定期株主総会終結の時まで)とし、以降、本プランの継続(一部修正したうえでの継続を含みます)については、定期株主総会の承認を得ることとします。ただし、有効期間中であっても、株主総会において本プランの変更または廃止の決議があこなわれた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議があこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

3. 本プランに関する当社取締役会の判断

本プランは、中長期的視点から当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための具体的方策であり、基本方針に沿うものであります。また、以下のように合理性が担保されており、基本方針に照らして当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものであります。

(2) 合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発

動を防止するための仕組みが確保されています。

(3)当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社における決定の合理性・公正性を担保するため、社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から選任する独立委員会を設置することとしております。

(4)株主意思を重視するものであり、本プランの継続について定時株主総会の承認を得るものとしております。また、有効期間中であっても、株主総会の廃止の決議により本プランは廃止されるものとしております。

(5)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではありません。

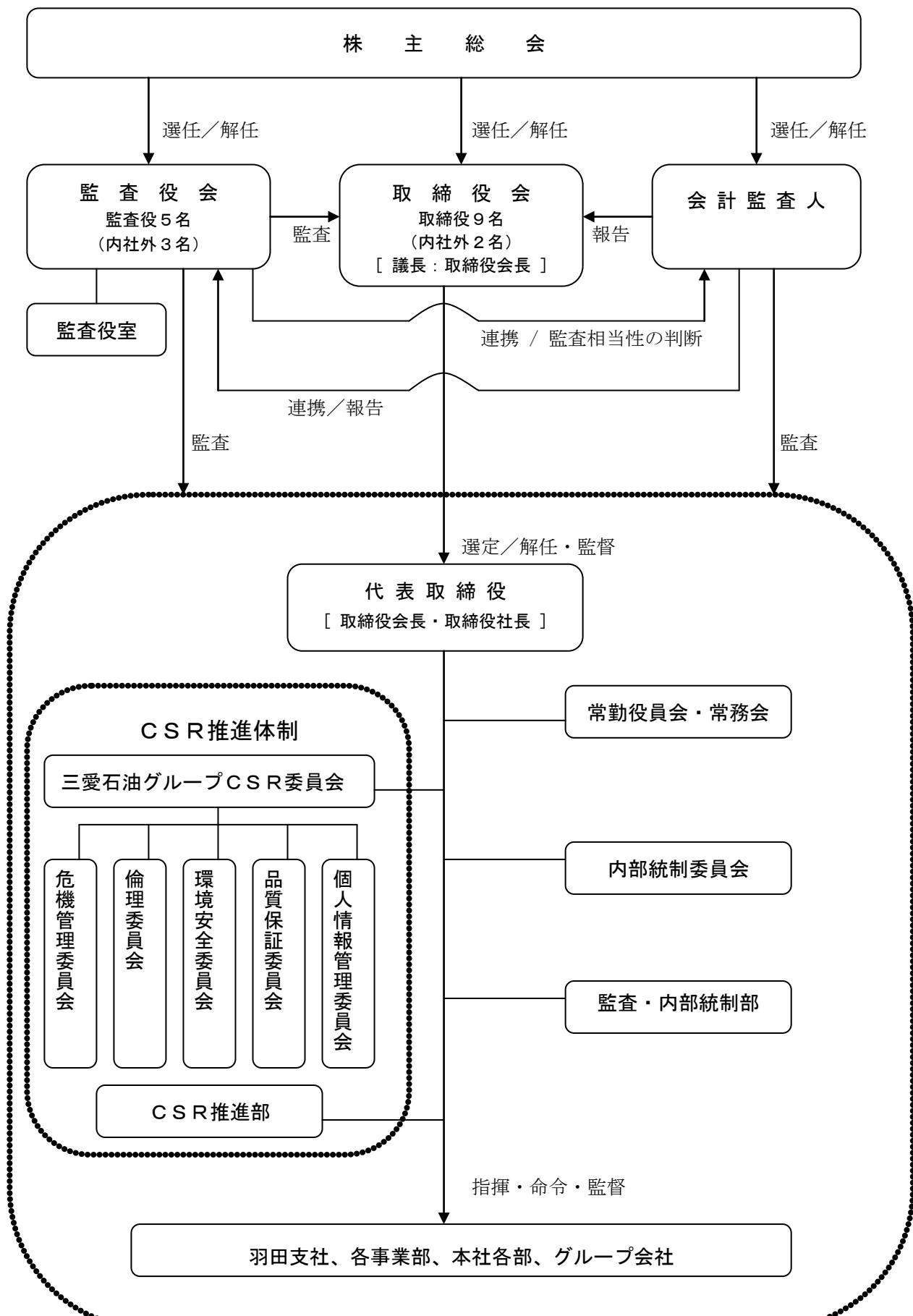
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時・適切な情報開示に係る社内体制

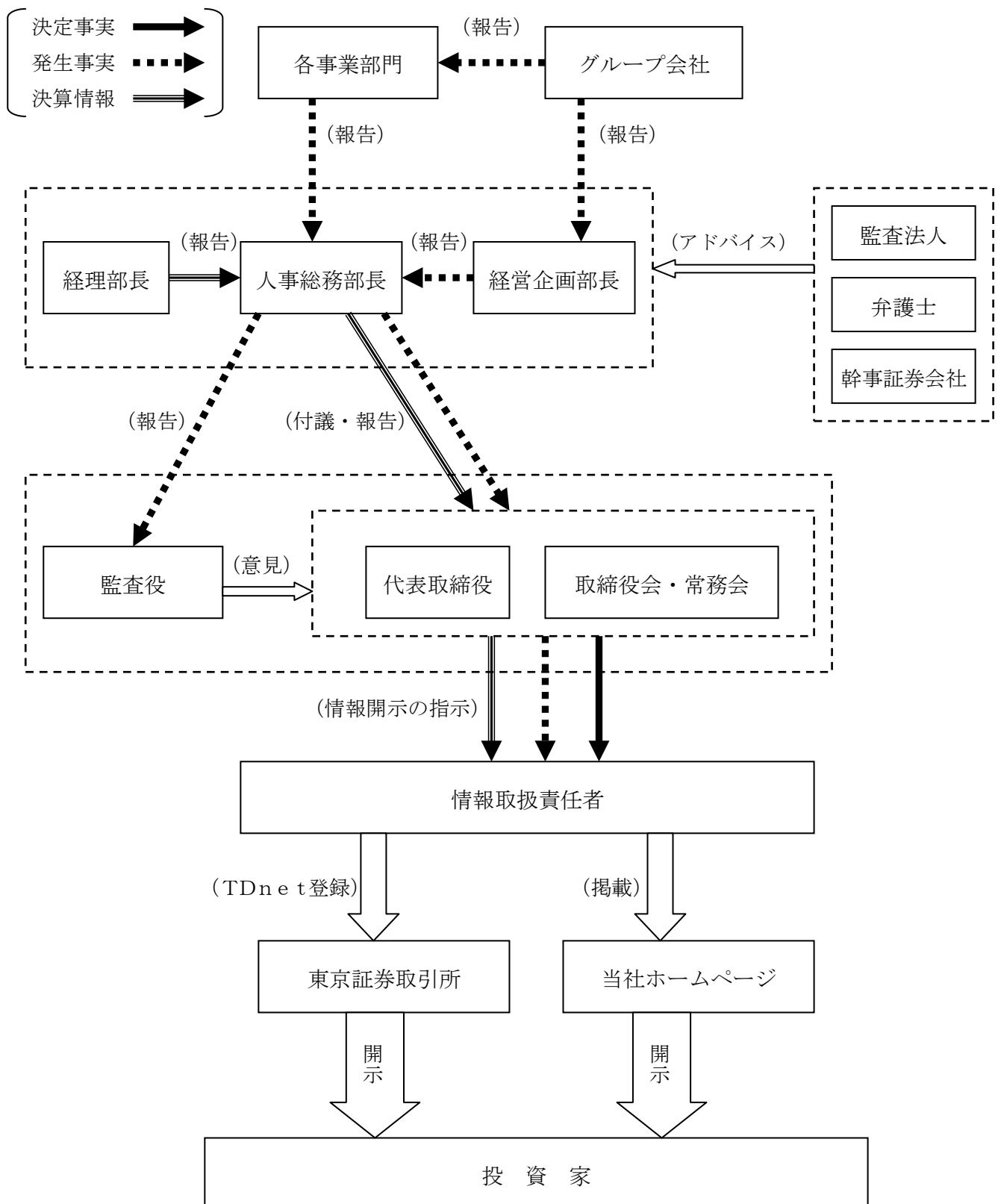
投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報については、人事総務部長を通じて取締役社長へ報告され、常務会等の審議を経て、適時開示規則に基づき選任した「情報取扱責任者」のもと、適時・適切な情報開示をおこなうこととしております。なお、決定事実および決算情報については取締役会による開示内容等の承認決議の後に、発生事実については当該事実を執行機関および監査役に報告し、認識した時点で速やかに情報開示をおこないます。

2. 社内規程の整備

当社では、「情報管理規程」に基づき、知り得た当社および当社グループ会社または取引先に関する情報の管理と適時・適切な情報の開示をおこないます。また、「内部者取引規制管理規程」において、役職員がその職務に関して取得した内部情報の取扱いに関する管理基準および役職員の株式等の売買に関する行動基準を規定し、インサイダー取引の防止を図っております。



当社の適時開示に関する体制図



(注) 発生事実については、その発生を認識した時点で情報開示をおこないます。